

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案 新旧対照条文

- 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係） 17 1
- 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第二条関係）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第三条関係） 89 89
- 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）（第四条関係）
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）（抄）（第五条関係）
- 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）（抄）（第六条関係）
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）（第七条関係）
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）（抄）（第八条関係）
- 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第九条関係）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）（第九条関係）
- 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）（第十条関係）
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）（抄）（第十条関係）
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（抄）（第十条関係）
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）（抄）（第十条関係）
- 独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（抄）（第十条関係） 125 123 122 121 120 119 116 115 113 109 105 89
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百七十七号）（抄）（第十条関係） 127 126
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）（抄）（第十条関係）
- 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）（抄）（第十一条関係）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（抄）（第十二条関係）
- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）（第十二条関係） 138 137 131 112 9 127

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（抄）（第十六条関係）
 - 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（抄）（第十七条関係）
 - 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）（抄）（第十八条関係）
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）（抄）（第十九条関係）
 - 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）（第十九条関係）
 - 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）（抄）（第十九条関係）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第二十条関係）
 - 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）（第二十一条関係）
 - 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）（第二十二条関係）
 - 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第二十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二の二（略）</p> <p>第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第 三十条の三十三の二～第三十条の三十三の十）</p> <p>第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三 の十一～第三十条の三十三の十三）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条の十四（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとお りとする。ただし、第七号に掲げる場合にあつては、同号に規定する 医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る 。</p> <p>一 法第一条の二第二項に規定する居宅等（第三十条の二十八の第四第 一号において「居宅等」という。）における医療の提供の推進のた めに必要な診療所として法第三十条の四第一項の規定により所在地 の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）に記載され 、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとす けようとするとき。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二の二（略）</p> <p>第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第 三十条の三十三の二～第三十条の三十三の七）</p> <p>第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三 の八～第三十条の三十三の十）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条の十四（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとお りとする。ただし、第七号に掲げる場合にあつては、同号に規定する 医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る 。</p> <p>一 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法 第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計 画（以下この項において単に「医療計画」という。）に記載され 、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとす けようとするとき。</p>

二〇七 (略)

8
8
11
11
(略)

12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（医療計画において定める法第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達しないものに係る医療を提供することとする。

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

（法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者

二〇七 (略)

8
8
11
11
(新設)

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

（新設）

及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

(将来の病床数の必要量の算定)

第三十条の二十八条の三 構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2 都道府県知事は、法第三十条の四第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

(法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項)

第三十条の二十八条の四 法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量
- 二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(特殊な医療)

第三十条の二十八条の五 法第三十条の四第二項第十三号に規定する特殊

(新設)

(特殊な医療)

第三十条の二十八条の二

法第三十条の四第二項第十一号に規定する特殊

な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいづれかに該当するものとする。

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第六項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十三号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第七の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した

な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいづれかに該当するものとする。

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第十号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十一号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十二号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第六の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した

数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。）の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県内入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適當と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。

二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第七の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が同表の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を厚生労働大臣の定める病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適當と認める数を加えることができるものとする。

三・四 (略)

第三十条の三十一の二 法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一〇十四 (略)

2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又

数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、別表第六の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。）の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県内入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適當と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。

二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第六の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が別表第六の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を厚生労働大臣の定める病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適當と認める数を加えることができるものとする。

三・四 (略)

第三十条の三十二の二 法第三十条の四第八項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一〇十四 (略)

2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又

は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第九項の規定の適用があるものとする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的

は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第八項の規定の適用があるものとする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、○・○五以下であるときは○）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

二二五 （略）

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は命令等をしようとする日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、○・○五以下であるときは○）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

二二五 （略）

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は命令等をしようとする日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一～四 (略)

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一～四 (略)

(法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第三十条の三十三の三 法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令

(法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

(法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令

で定める期間は、六年間とする。

で定める期間は、六年間とする。

(法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十三第二項の厚生労働省令で定めるとときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十三第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(報告の公表)

第三十条の三十三の八 都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等)

第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床

(法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるとときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(新設)

(新設)

機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。

3 法第三十条の十五第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 法第三十条の十五第二項の協議の場における協議が調わないときは。

二 法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から求めがされた報告病院等の開設者又は管理者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。

(法第三十条の十六第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第三十条の三十三の十 法第三十条の十六第一項の厚生労働省令で定めるとときは、次のとおりとする。

一 法第三十条の十四第一項に規定する協議の場（以下この条において「協議の場」という。）における協議が調わないとき。

二 法第三十条の十四第一項に規定する関係者（次号において「関係者」という。）が協議の場に参加しないことその他の理由により協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。

三 関係者が協議の場において関係者間の協議が調つた事項を履行しないとき。

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十三の十一 法第三十条の二十一第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施す

施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第三十条の三十三の十二 法第三十条の二十三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

2 都道府県は、法第三十条の二十三第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師（以下この項及び次項において「他の医師」という。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。次条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たつては、法第三十条の二十三第一項に規定する協議を経るものとする。

第三十条の三十三の十三 法第三十条の二十五第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出し

第三十条の三十三の九 法第三十条の十七第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

2 都道府県は、法第三十条の十七第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師（以下この項及び次項において「他の医師」という。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。次条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関するなどを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たつては、法第三十条の十七第一項に規定する協議を経るものとする。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出し

きる者として都道府県知事が認めた者とする。

出して労働者派遣事業を行う者に限る。

別表第六（第三十条の一十八の二関係）

（新設）

て労働者派遣事業を行う者に限る。

項	式
一	$\Sigma A B + C_1 - D_1$
	E
二	$\Sigma A B + C_2 - D_2$
	E
	備考
	この表における式において、A、B、C ₁ 、C ₂ 、D ₁ 、D ₂ 、E、 は、それぞれ次の値を表すものとする。 A 当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成三十七年にお ける推計人口 B 次の各号に定める病床の機能区分 ^g ）に当該各号に定め る数 一 高度急性期機能 病院又は診療所の一般病床において 医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの 診療報酬の出来高点数（健康保険法（大正十一年法律第 七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において 準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する 法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項 の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入 院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費 用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により 換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医

療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

二　急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

三　回復期機能　病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が二百二十五点以上六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

四　慢性期機能　病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。以下「慢性期入院患者」という。）のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数にイに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数（イ(1)に規定する慢性期総入院受療率がイ(1)に規定する全国最小値よりも小さい構想区域にあつては、一。以下「補正率」という。）を乗じて得た数に障害その他の疾患有する入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を加えて得た数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。ただし、当該構想区域が口に掲げる要件に該当するときは、当該構想区域の慢性期機能の平成

三十七年における病床数の必要量を平成四十二年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率を定めることができる。

イ 次の(1)に掲げる数以上(2)に掲げる数以下

(1) 慢性期総入院受療率（慢性期入院患者のうち当該

都道府県の区域又は当該構想区域に住所を有する者の数を(i)に掲げる数で除して得た数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数をいう。（以下同じ。）が最小である

都道府県の当該慢性期総入院受療率（以下「全国最小値」という。）を当該構想区域の慢性期総入院受

療率で除して得た数

(i) 当該都道府県の区域又は当該構想区域の性別及び年齢階級別人口に全国の慢性期入院患者に係る

性別及び年齢階級別入院受療率を乗じて得た数の

合計数

(ii) 全国の慢性期入院患者の数を全国の人口で除して得た数

(2) (i)に掲げる数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数に全国最小値を加えて得た数を当該構想区域の慢性期総

入院受療率で除して得た数

(i) 当該構想区域の慢性期総入院受療率と全国最小

都道府県における慢性期総入院受療率の全国中

央値と全国最小値の差を慢性期総入院受療率が最大である都道府県の当該慢性期総入院受療率と全国最小値の差で除して得た数

口 当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること

(1) 当該構想区域の慢性期病床減少率（慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数（以下「慢性期病床数」という。）からイ(2)に掲げる数により算定した平成三十七年における慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数をいう。）が厚生労働大臣が認める基準を上回ること

(2) 当該構想区域における全ての世帯数に占める当該構想区域における高齢者の単身の世帯数の割合が全国平均のそれを上回ること

C₁ 当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

C₂ 当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推

計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数

D₁ 当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

D₂

当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数

E 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数			
四	三	二	一
慢性期機能	回復期機能	急性期機能	高度急性期機能
0.92	0.9	0.78	0.75

別表第七 (第三十条の三十関係)
(略)

別表第六 (第三十条の三十関係)
(略)

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四省 （略）</p> <p>第五章 地域支援事業等（第一百四十条の六十一の三～第一百四十条の七 十二の三）</p> <p>第六章・第七章 （略）</p> <p>第八章 介護給付費等審査委員会（第一百六十一条～第一百六十五条）</p> <p>第九章・第十章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（法第八条の二第二項等の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第二十二条の二 法第八条の二第二項から第四項まで、第六項から第八項まで及び第十三項の厚生労働省令で定める期間は、居宅要支援者（法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）ごとに定める介護予防サービス計画（同条第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）、第八十三条の九第一号ハの計画、同号ニの計画又は第八十五条の二第一号ハの計画において定めた期間とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四省 （略）</p> <p>第五章 地域支援事業等（第一百四十条の六十一の三～第一百四十条の七 十二）</p> <p>第六章・第七章 （略）</p> <p>第八章 介護給付費審査委員会（第一百六十一条～第一百六十五条）</p> <p>第九章・第十章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（法第八条の二第二項等の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第二十二条の二 法第八条の二第二項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十五項の厚生労働省令で定める期間は、居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画（同条第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）、第八十三条の九第一号ハの計画、同号ニの計画又は第八十五条の二第一号ハの計画において定めた期間とする。</p>
<p>第二十二条の三 削除</p> <p>（法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）</p> <p>第二十二条の三 法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家</p>	<p>（法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）</p> <p>第二十二条の三 法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家</p>

事（居宅要支援者（同項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要支援者の日常生活上必要なものとする。第二十二条の十九において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める場合）

第二十二条の四 法第八条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、疾病その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要なときとする。

（法第八条の二第三項の厚生労働省令で定める基準）

第二十二条の五 法第八条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

（法第八条の二第三項の厚生労働省令で定める者）

第二十二条の六 法第八条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

（法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める基準）

第二十二条の七 法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

（法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める場合）

第二十二条の五 法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

（法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める者）

第二十二条の六 法第八条の二第四項の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

（法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準）

第二十二条の七 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

ンを要することとする。

(法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯

ンを要することとする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要支援者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯

科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち管理栄養士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

5 (略)

科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち管理栄養士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

5 (略)

第二十二条の十 削除

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める基準)

第二十二条の十一 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設)

第二十二条の十二 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

(法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める居宅要支援者)

(法第八条の二第七項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援)

第二十二条の十 法第八条の二第七項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

(法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める基準)

第二十二条の十一 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。

(法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設)

第二十二条の十二 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

(法第八条の二第十項の厚生労働省令で定める居宅要支援者)

第二十二条の十三 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める居宅要支援者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要支援者とする。

（法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設）

第二十二条の十四 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇四 （略）

（法第八条の二第九項の厚生労働省令で定める事項）

第二十二条の十五 法第八条の二第九項の厚生労働省令で定める事項は、当該要支援者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

（法第八条の二第九項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二条の十六 法第八条の二第九項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第十三項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二条の十七 法第八条の二第十三項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上

第二十二条の十三 法第八条の二第十項の厚生労働省令で定める居宅要支援者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要支援者とする。

（法第八条の二第十項の厚生労働省令で定める施設）

第二十二条の十四 法第八条の二第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一〇四 （略）

（法第八条の二第十一項の厚生労働省令で定める事項）

第二十二条の十五 法第八条の二第十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該要支援者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

（法第八条の二第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二条の十六 法第八条の二第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

（法第八条の二第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援）

第二十二条の十七 法第八条の二第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上

の支援とする。

(法第八条の二第十四項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第二十二条の十八 法第八条の二第十四項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の支援を適切に行うことができるサービスの拠点とする。

(法第八条の二第十四項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援)

第二十二条の十九 法第八条の二第十四項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援者が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要支援者の日常生活上必要なものとする。）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

(法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の二十一 法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者は、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者とする。

(法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める事項)

第二十二条の二十二 法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要支援者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要支援者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定介護予防サービス等（同項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及

の支援とする。

(法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第二十二条の二十一 法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の支援を適切に行うことができるサービスの拠点とする。

(法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援)

第二十二条の十九 法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

(法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の二十一 法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者は、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者とする。

(法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める事項)

第二十二条の二十二 法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要支援者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要支援者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定介護予防サービス等（同項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及

びその達成時期、指定介護予防サービス等が提供される日時、指定介護予防サービス等を提供する上で留意事項並びに指定介護予防サービス等の提供を受けるために居宅要支援者が負担しなければならない費用の額とする。

(負担割合証の交付等)

第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。

一 負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。
二 負担割合証の有効期限に至つたとき。

3 前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第二号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

(新設)

びその達成時期、指定介護予防サービス等が提供される日時、指定介護予防サービス等を提供する上で留意事項並びに指定介護予防サービス等の提供を受けるために居宅要支援者が負担しなければならない費用の額とする。

二 再交付申請の理由

三 被保険者証の番号

5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。

6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失つた負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。

第二十八条の三 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項（法第四十二条の二第九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の二第九項において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に被保険者証を提示するとときは、負担割合証を添えなければならない。

（届書の記載事項等）

第三十三条

（略）

（届書の記載事項等）

第三十三条

第二十三条から第二十五条まで及び第二十九条から前条までの規定による届書には、届出人の氏名、住所及び届出年月日を記載しなければならない。

<p>2 前項に規定する届書（第二十三条及び第二十四条の規定による届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証を添えなければならない。</p>
<p>（要介護認定等の要介護認定有効期間）</p>
<p>第三十八条（略）</p>
<p>3 2 （略）</p>
<p>要支援更新認定の申請であつて法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合において法第二十八条第一項の規定を適用する場合については、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。</p>
<p>（要介護更新認定の申請等）</p>
<p>第四十条（略）</p>
<p>2 4 （略）</p>
<p>5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。</p>
<p>一～五（略）</p>
<p>六 法第六十九条の三十四第一項及び第二項に違反したことがないこと。</p>
<p>（要支援認定の要支援認定有効期間）</p>
<p>第五十二条（略）</p>
<p>2 前項に規定する届書（第二十三条及び第二十四条の規定による届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証を添えなければならない。</p>
<p>（要介護認定等の要介護認定有効期間）</p>
<p>第三十八条（略）</p>
<p>2 2 （新設）</p>
<p>（要介護更新認定の申請等）</p>
<p>第四十条（略）</p>
<p>2 4 （略）</p>
<p>5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。</p>
<p>一～五（略）</p>
<p>六 法第六十九条の三十四に違反したことがないこと。</p>
<p>（要支援認定の要支援認定有効期間）</p>
<p>第五十二条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める期間（以下「要</p>

「支援認定有効期間」という。)は、第一号に掲げる期間と第一号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間

二 六月間(市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、三月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間(六月間を除く。))

2 要支援認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第二号の期間を要支援認定有効期間とする。

(新設)

3 要介護更新認定の申請であつて法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請としてみなされたものに係る要支援認定を行う場合において法第三十三条第一項の規定を適用する場合については、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第五十五条 (略)

2 第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第五十五条 (略)

2 第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「十一月間」と、「期間(六月間を除く。)」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(被保険者証の提示等)

第六十三条 居宅要介護被保険者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)を受けるに

第六十三条 居宅要介護被保険者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)を受けるに

当たっては、その都度、指定居宅サービス事業者に対しても被保険者証及び負担割合証を提示しなければならない。

（法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第六十五条の六 法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者
、住所地特例適用要介護被保険者とする。

（居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合）

第七十条 （略）

2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第七十二条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、

当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具（法第八条第十三項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。）と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合には、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなつた場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

当たっては、その都度、指定居宅サービス事業者（同項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）に対して被保険者証を提示しなければならない。

（新設）

（居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合）

第七十条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第七十二条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具（法第八条第十三項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。）と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合には、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなつた場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第七十三条 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 （略）

二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行つたときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に對して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に對して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第七十三条 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第四十五条第五項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額

二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行つたときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に對して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に對して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計

2

額

（略）

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定施設サービス等について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定施設サービス等について要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三条 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 （略）

二 （略）

（領収証）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三条 法第五十条の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡

2 前項の規定にかかわらず、当該居宅要介護被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなつた場合における法第四十五条第四項の規定により算定する額は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 (略)

三 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 (略)

四 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 過去に法第五十条第一項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、

「法第五十条第一項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

3 過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

(令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付)
第八十三条の二 令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 (略)

(新設)

2 過去に法第五十条の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第五十条の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

(令第二十二条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付)
第八十三条の二 令第二十二条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成

付

二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
五の二 (略)
五の三 (略)
六 (略)
七 (略)

二十四年法律第三十一号) 第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。) の医療費の支給

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

五 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第四条第一項の規定による医療費の支給

五の二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)第四条第一号の医療費の支給

五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給

六 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)第三条又は第四条の医療費の支給
七 前各号に掲げる給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付

第八十三条の二の二 令第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額

は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合は、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法（昭和二十九年法律第二百二十六号）第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第九十七条の二において同じ。）の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものと除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

（新設）

(令第二十二条の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三条の二の三 令第二十二条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 令第二十二条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額
- 三 被保険者証の番号

(令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付)

第八十三条の三 令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

(新設)

(令第二十二条の二第八項の厚生労働省令で定める給付)

第八十三条の三 令第二十二条の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
- 三 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の規定による医療費の支給
- 三の二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給
- 四 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条又は第四条の医療費の支給
- 五 前各号に掲げる給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等（令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）に係る令第二十二条の二の二第二項第二号に掲げる額

（略）

3 高額介護サービス費が、令第二十二条の二の二第七項、第八項又は第九項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（令第二十二条の三第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額等）

第八十三条の四の二 令第二十二条の三第三項の七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 （略）

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等（令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）に係る令第二十二条の二第二項第二号に掲げる額

（略）

前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 高額介護サービス費が、令第二十二条の二第五項、第六項又は第七項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（令第二十二条の三第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額等）

第八十三条の四の二 令第二十二条の三第三項の七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第二十二条の三第二項第一号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に係る同号に掲げる

二 令第二十二条の三第二項第二号に相当する額 七十歳に達する日
の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等（令第二十二条
の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下同じ。）に
）に係る同号に掲げる額

三 （略）

二 令第二十二条の三第二項第二号に相当する額 七十歳に達する日
の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービ
ス等に係る同号に掲げる額

三 令第二十二条の三第二項第三号に相当する額 七十歳に達する日

の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービ
ス等に係る同号に掲げる額

四 令第二十二条の三第二項第四号に相当する額 七十歳に達する日

の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に係る同号に掲げる
額

五 令第二十二条の三第二項第五号に相当する額 七十歳に達する日

の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に係る同号に掲
げる額

六 令第二十二条の三第二項第六号に相当する額 七十歳に達する日

の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービ
ス等に係る同号に掲げる額

七 令第二十二条の三第二項第七号イからリまでのそれぞれに相当す
る額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号イから
リまでのそれぞれに規定する療養に係る同号イからリまでのそれぞ
れに掲げる額

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介
護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定
を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者）

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介
護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定
を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者）

については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二 （略）

については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以

下同じ。）である者であつて、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費（法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

三 （略）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該

三 被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該

額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の二十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロイに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハイに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

二イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあっては保険料の、第二号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六（略）

とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロイに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハイに規定する世帯主及びすべての世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

二イに規定する世帯主及びすべての世帯員について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあっては保険料の、第二号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において

「認定」という。)を受けようと/orする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 前条各号のいずれかに該当する旨

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

五 被保険者証の番号

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号又は第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(略)

4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二の二による認定証(以下「認定証」という。)を、当該認定を行つた要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。

(略)

3 第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二による認定証(以下「認定証」という。)を、当該認定を行つた要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。

5 認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

一 前条各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

二 認定証の有効期限に至つたとき。

6 第二十八条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。

6

(略)

(略)

7	要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。
8	(略)
9	(略)
10	認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。
イ	(略)
8	認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。
9	要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。
10	認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。
イ	要介護被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が指定介護予防サービス（同項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。
イ	当該居宅要支援被保険者が法第五十八条第四項の規定により同一条第一項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出てい

口
(略)

ハ
(略)

二
(略)

(日常生活に要する費用)

第八十四条 法第五十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条第三項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる

る場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつているとき。

口 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援（法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつているとき。

ハ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第六十六条第二号の規定により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となつているとき。

二 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出しているときであつて、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

二 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。

(日常生活に要する費用)

第八十四条 法第五十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十四条第三項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる

介護予防サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 介護予防通所リハビリテーション 次に掲げる費用

イ (略)

ハ その他介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二・三 (略)

(法第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める者)

第八十五条の四の二 法第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、住所地特例適用居宅要支援被保険者とする。

(介護予防サービス等区分)

第八十五条の五 法第五十五条第一項に規定する介護予防サービス等区分は、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防福祉用具貸与並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第八十八条第一項において同じ。）からなる区分とする。

介護予防サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ おむつ代
ハ その他介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二・三 (略)

(新設)

(介護予防サービス等区分)

第八十五条の五 法第五十五条第一項に規定する介護予防サービス等区分は、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防短期入所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防福祉用具貸与並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。第八十八条第一項において同じ。）からなる区分とする。

（介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（介護予防住宅改修費の上限額の算定方法）

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 （略）

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じた額の合計額

（介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（介護予防住宅改修費の上限額の算定方法）

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じた額の合計額

(介護予防サービス費等の額の特例)

第九十七条 法第六十条第一項及び第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第九十七条 法第六十条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 過去に法第六十条第一項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第六十条第一項」の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

3 過去に法第六十条第二項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第六十条第二項」の規定により市町村が割合を定めたものにあっては、

(新設)

は当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては八十分の百」とする。

(令第二十九条の二の二第六項の収入の額の算定)

第九十七条の二 令第二十九条の二の二第六項に規定する収入の額は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

(令第二十九条の二の二第六項の規定の適用の申請)

第九十七条の二の二 令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 令第二十九条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

(新設)

三 被保険者証の番号

(高額介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二の三 高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る令第二十二条の二第二項第四号に掲げる額

2 (略)

3 高額介護予防サービス費が、令第二十九条の二の二第七項から第九項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二の四 (略)

(高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二の二 第八十三条の四の四の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の

(高額介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二 高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該居宅要支援被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る令第二十二条の二第二項第四号に掲げる額

2 (略)

3 高額介護予防サービス費が、令第二十九条の二第五項から第七項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二の二 第八十三条の四の四の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の

認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。

二 （略）

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）

認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

三 被保護者

第一百四条 (略)

(削る)

2・3 (略)

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十九条 (略)

(削る)

2・3 (略)

第一百四十三条 削除

第一百四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十三条 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問

介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称

二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名 、 生年月日、住所及び職名 及び所在地
三	当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五	事業所の平面図
六	事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所 及び経歴
七	運営規程
八	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
九	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一	当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する 事項
十二	法第二百五十九条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第 七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防 居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防 訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビ リテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請 にあつては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（ 令第三十五条の十一において読み替えられた法第七十条の二第四項 において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面 (以下この節において「誓約書」という。)
十三	役員の氏名、生年月日及び住所
十四	その他指定に関し必要と認める事項

2

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3

法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第一百四十条の四 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（十二）（略）

十三 法第百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第一百四十条の四 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（十二）（略）

十三 誓約書

七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の十一において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十四・十五（略）

254（略）

第一百四十条の八 削除

（指定介護予防通所介護事業者に係る指定の申請）

第一百四十条の八 法第一百五条の二第一項の規定に基づき介護予防通所

介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業

所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
七	運営規程
八	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
九	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一	当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
十二	誓約書
十三	役員の氏名、生年月日及び住所
十四	その他指定に関し必要と認める事項
2	前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができること
3	法第一百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
4	前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号まで

に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第百四十条の十三 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 法第八条の二第十項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（
指定介護予防サービス等基準第二百七十三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該託等に関する契約の内容）
八 運営規程
九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第百四十条の十三 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 事業所の平面図及び設備の概要
六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
七 法第八条の二第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（
指定介護予防サービス等基準第二百七十三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）
八 運営規程
九 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する

<p>（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）</p> <p>第一百四十二条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ</p>	<p>十三 十四 十五</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）</p> <p>第一百四十二条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ</p>	<p>十四 十五</p> <p>役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>その他指定に関し必要と認める事項</p>
<p>（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）</p> <p>第一百四十二条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ</p>	<p>十三 誓約書</p> <p>十四 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>十五 その他指定に関し必要と認める事項</p>
<p>（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）</p> <p>第一百四十二条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ</p>	<p>十三 誓約書</p> <p>十四 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>十五 その他指定に関し必要と認める事項</p>

、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 削除

八 (略) 七 (略) 六 削除 五 (略) 四 (略) 三 (略) 二 (略)

、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 介護予防訪問介護 第百四十条の三第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 介護予防訪問入浴介護 第百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第七号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる事項

三 介護予防訪問看護 第百四十条の五第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第八号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

四 介護予防訪問リハビリテーション 第百四十条の六第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

五 介護予防居宅療養管理指導 第百四十条の七第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる事項

六 介護予防通所介護 第百四十条の八第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

七 介護予防通所リハビリテーション 第百四十条の九第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

八 介護予防短期入所生活介護 第百四十条の十第一項第一号、第二号、第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) から第九

号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。）

九 介護予防短期入所療養介護 第百四十条の十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十九
（略）

十一
(略)

十二
(略)

2 前項の届出であつて、同項第七号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

（法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービス）

第一百四十条の四十三 法第一百五十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（第十四条第四号に掲げる診療所に係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、地域密着型介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（第二十二条の十四第四号に掲げる診療所に係るもの）を除く。別表第一において同じ。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。

2
(略)

第五章 地域支援事業等

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十二条の六十二の三 法第百十五条の四十五第一項本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（第十四条第四号に掲げる診療所に係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、地域密着型介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（第二十二条の十四第四号に掲げる診療所に係るもの）を除く。別表第一において同じ。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）を除く。別表第二において同じ。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。

2
(略)

第五章 地域支援事業等

(法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十二条の六十二の三 法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業（以下

「第一号事業」という。）を提供する際には、市町村又は地域包括支援センターが、同号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）による援助を行うこと。

二 市町村が、法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとすること。

法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一号事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する第一号事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

一 法第百十五条の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対

象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。

二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者（次

号及び第一百四十条の六十九において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

三 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

四 利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

四 第一号事業を実施する者（以下この号及び次号において「実施者」という。）は、当該第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該第一号事業を実施する事業所（実施者が事業所を有しない場合には、当該第一号事業の主たる実施場所）の所在地を管轄する市町村長に届け出ること。

イ 廃止し、又は休止しようとする年月日

ロ 廃止し、又は休止しようとする理由

ハ 現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置

ニ 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

五 実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該第一号事業のサービスを受けた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第一号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第一号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

（法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者）

第一百四十条の六十二の四

法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令

ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十二の四

法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令

労省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

- 一 居宅要支援被保険者
- 二 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者（二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保險者）（要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。）

- （法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）
- 第一百四十四条の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。
 - 一 第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）に係るサービスの利用期間を定めた場合当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

労省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

- 一 栄養の改善を目的として、被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。）に対して配食を行う事業
- 二 被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
- 三 その他地域の実情に応じつつ、法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

（新設）

			二 前号に規定する場合以外の場合 第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でなくなるまでの期間法第百十五条の四十五第一項第一号口の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。
一	第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等	二	（）とて作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）に係るサービスの利用期間を定めた場合
二	当該計画において定められる第一号通所事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間	三	前号に規定する場合以外の場合 第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でなくなるまでの期間
三	第一項第一号及び前項第一号の居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「介護予防・日常生活支援総合事業サービス等」という。）の適切な利用等をするよう、当該居宅要支援被保険者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援被保険者等及びその家族の希望等を勘案し、次に掲げる事項を定めた計画をいう。	四	一 利用する介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の種類及び内容 二 当該サービスを担当する者 三 当該サービスを利用する期間 四 当該居宅要支援被保険者等及びその家族の生活に対する意向

五 当該居宅要支援被保険者等の総合的な援助の方針

六 健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題

七 提供される介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の目標及びその達成時期

八 介護予防・日常生活支援総合事業サービス等が提供される日時

九 介護予防・日常生活支援総合事業サービス等を提供する上で留意する事項

十 介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の提供を受けるために居宅要支援被保険者等が負担しなければならない費用の額

（法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設）

第一百四十条の六十二の六 法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設は、第一号通所事業を実施するために必要な広さを有する施設とする。

（法第百十五条の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定める支援）

第一百四十条の六十二の七 法第百十五条の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定める支援は、次に掲げる支援のうち市町村が定めるものとする。

一 栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者等に対して配食を行いう支援

二 居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができることを目的として、居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う支援

(新設)

(新設)

- 三 地域の実情に応じつつ、第一号訪問事業又は第一号通所事業と一体的に行われることにより、居宅要支援被保険者等の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活に資することを目的として、第一号訪問事業又は第一号通所事業のサービスに準じるサービスを行う支援
- (法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業)
- 第四十条の六十二の八 法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業
- 二 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下この条において「医療・介護関係者」という。）により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業
- 三 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業
- 四 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業
- 五 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 六 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業
- 七 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及

(新設)

八 啓発を行う事業

八 他の市町村との広域的な連携に資する事業

(法第百十五条の四十五第三項の事業の効果的かつ効率的な実施)

第百四十条の六十二の九 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業は、当該事業を効果的かつ効率的に行えるよう、当該事業の目的及び内容並びにその実施状況を検証し、当該検証の結果に基づき当該事業の内容を見直すよう努めるものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 (略)

2 市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額)

第百四十条の六十三の二 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 第百四十条の六十三の六第一号イに規定する基準に従う事業イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進

(新設)

第一百四十条の六十三 法第百十五条の四十五第五項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

(新設)

(新設)

第一百四十条の六十三 法第百十五条の四十五第五項の規定による利用料

法」という。) 第五条の規定による改正前の法(以下「平成二十六年改正前法」という。) 第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。) 又は同条第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧介護予防通所介護」という。) に係る平成二十六年改正前法第五十三条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その額とする。) (当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。) の百分の九十(市町村が百分の九十以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その割合とする。次号イにおいて同じ。) に相当する額。

口 第一号介護予防支援事業 法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その額とする。) (当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。) の百分の百(市町村が百分の百以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その割合とする。次号口において同じ。) に相当する額。

二 額
事業
イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 前号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める額

口 第一号介護予防支援事業 前号口に規定する厚生労働大臣が定

める基準の例により算定した費用の額の百分の百に相当する額を基準として、市町村が定める額

三 第百四十三条の六第二号に規定する基準に従う事業 イからハまでに掲げる事業に応じて、それぞれイからハまでに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で、市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

ロ 第一号介護予防支援事業 第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で、市町村

が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

ハ 第一号生活支援事業 市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市

町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

2 市町村は、前項第一号イ又はロにおいて市町村が当該厚生労働大臣が定める額の範囲内で別に額を定める場合においては、そのサービスの専門性等を勘案して、ふさわしい額となるよう定めるものとする。

3 第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかるわらず、市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービス

を含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第一号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の九十から百分の百までの範囲内の割合」とすることができる。

4 法第五十九の二本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費（法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）について第一項又は前項の規定を適用する場合においては、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、前項中「百分の九十から」とあるのは「百分の八十から」とする。

（第一号事業支給費に係る審査及び支払）

第一百四十四条の六十三の三 法第百十五条の四十五の三第五項の規定による審査及び支払は、前条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準又は同項第三号イからハまでに規定する市町村が定める基準及び第一百四十四条の六十三の六に規定する市町村が定める基準に照らして審査した上、支払うものとする。

（審査及び支払の事務の一部を受託できる法人）

（新設）

第一百四十三条の六十三の四 法第百十五条の四十五の三第七項の規定によ

り国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であつて当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。

(指定事業者に係る指定の申請等)

第一百四十三条の六十三の五 法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する「指定事業者」）をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

- | | |
|---|---|
| 一 | 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地 |
| 二 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |
| 三 | 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 |
| 四 | 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 |
| 五 | 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 |
| 六 | 利用者の推定数 |
| 七 | 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 |

(新設)

八 運営規程

- 九 利用者からの苦情を処理するための講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項
- 十三 誓約書（法第百十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。）
- 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十五 その他市町村が指定に関し必要と認める事項
- 2 法第百十五条の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち当該市町村長が認める申請書又は書類については、この限りでない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- （法第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）
- 第一百四十四条の六 法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であつて、次のい

（新設）

ずれかに該当するものとする。

一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

ハ 平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの

内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）

（法第百十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間）

第一百四十三条の六十三の七 法第百十五条の四十五の六第一項の厚生労働

省令で定める期間は、法第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び

第百十五条の三十一の規定により読み替えて準用する法第七十条の二

第一項に規定する期間を勘案して市町村が定める期間とする。

（法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十四条 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定

める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る）。

二 法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち、次に掲
げるもの

イ 特定の被保険者（第一号被保険者に限る。）に対し行われる事
業の対象となる者の把握を行う事業

ロ 介護予防に関する普及啓発を行う事業

ハ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並び
に介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事
業

二 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業

ホ 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するため
リハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当
該介護予防に関する活動の支援を行う事業

（削
る）

（新設）

（法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十四条 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定

める事業は、次の各号に掲げるものとする。

（新設）

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲
げるもの

イ 特定の被保険者（第一号被保険者に限る。）に対し行われる事
業の対象となる者の把握を行う事業

ロ 介護予防に関する普及啓発を行う事業

ハ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並び
に介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事
業

二 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業

二 法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業

（新設）

三 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業

第一百四十二条の六十五

(略)

三 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十二条の六十五 法第百十五条の四十六第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十六第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 地域包括支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 地域包括支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

十 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十一 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

（法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ （略）

二 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ

（略）

（法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の六十六の二 法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるときは、おおむね一年以内ごとに一回、市町村が適当と認めるときとする。

イ・ロ （略）

（地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容）

第百四十条の六十六の三 法第百十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

一 名称及び所在地

（法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ （略）

二 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ

（略）

（新設）

（新設）

二	法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその
三	名称
四	三 営業日及び営業時間
五	四 担当する区域
六	五 職員の職種及び員数
七	六 事業の内容及び活動実績
	七 その他市町村が必要と認める事項

(法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者（包括的支援事業（法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合においては、法人）であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成二十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるものとする。

	（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）
第一百四十条の六十七の二	市町村は、包括的支援事業（法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実

(法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成二十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるものとする。

(新設)

一	施の方針を示すものとする。
二	当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針 的に行うべき業務の方針
三	介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
四	第一号介護予防支援事業の実施方針
五	介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
六	法第百十五条の四十八第一項に規定する会議の運営方針
七	当該市町村との連携方針
八	当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
九	その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

(都道府県知事が行う研修)

第一百四十条の六十八 (略)

(法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準)	(法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準)
第一百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	第一百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 第百四十条の六十二の三第二項各号に掲げる基準を遵守している者であること。	一 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
二 第一号介護予防支援事業を実施する場合にあつては、地域包括支援センターの設置者であること。	二 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

(都道府県知事が行う研修)

第一百四十条の六十八 (略)

(法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準)	(法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準)
第一百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	第一百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 第百四十条の六十二の三第二項各号に掲げる基準を遵守している者であること。	一 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
二 第一号介護予防支援事業を実施する場合にあつては、地域包括支援センターの設置者であること。	二 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業にあつては、市町村、当該利用者の家族等）に連絡を行うとともに必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出）

第百四十条の七十 法第百十五条の四十七第五項の規定により、同条第四項の規定により法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

二 委託しようとする法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の内容

三 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の一部を委託しようとする期間

（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出）

第百四十条の七十 法第百十五条の四十七第六項の規定により、同条第五項の規定により法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一 法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

二 委託しようとする法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の内容

三 法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする期間

<p>2 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 受託者は、法第百十五条の四十五第一項第一号ニに掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。</p>	<p>(法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第百四十条の七十一 法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。</p> <p>(審査及び支払の事務の一部を受託できる法人)</p> <p>第百四十条の七十一の二 法第百十五条の四十七第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であつて当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。</p>
<p>(利用料)</p> <p>第百四十条の七十二 (略)</p> <p>2 市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たつては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。</p> <p>(支援対象被保険者の範囲)</p>	<p>(利用料)</p> <p>第百四十条の七十二 法第百十五条の四十七第八項の規定による利用料</p> <p>(新設)</p> <p>第百四十条の七十二 法第百十五条の四十七第八項の規定による利用料</p> <p>に関する事項は、市町村が定める。</p>

第一百四十条の七十二の二 法第百十五条の四十八第二項に規定する厚生労働省令で定める被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

一 要介護被保険者

二 居宅要支援被保険者等

三 その他市町村が支援が必要と認める被保険者

(令第三十七条の十六の負担金に係る算定)

第一百四十条の七十二の三 令第三十七条の十六第一項の負担金は、次の各号に掲げる同条第二項各号の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる方法により支払うものとする。

一 令第三十七条の十六第二項第一号に掲げる第一号事業支給費 当該第一号事業支給費の請求に対する支払が行われる各月

二 令第三十七条の十六第二項第二号に掲げる額 当該年度内

前項第一号に係る支払は、指定事業者に対して、施設所在市町村が支払う第一号事業支給費を保険者市町村が支払うことにより行うことができる。

3 令第三十七条の十六第二項第二号の厚生労働省令で定める額は、当該施設所在市町村における当該住所地特例適用被保険者に対する第一号介護予防支援事業のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの第一号介護予防支援事業（指定事業者によるものを除く。）の利用実績に、法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額として介護予防支援費を乗じて得た額とする。

(法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払

(新設)

(法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払

第一百五十九条の二 法第七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払とする。

第八章 介護給付費等審査委員会

（委員の任期）

第一百六十一条 法第七十九条に規定する介護給付費等審査委員会（以下「給付費等審査委員会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第一百六十二条 給付費等審査委員会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。
2 会長は、会務を総理し、給付費等審査委員会を代表する。
3 （略）

（招集）

第一百六十三条 給付費等審査委員会は、会長が招集する。

（定足数）

第一百六十四条 給付費等審査委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、審査を行うことができない。

2 （略）

第一百五十九条の二 法第七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、法第七十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払（特定介護予防福祉用具販売に係るもの）を除く。）とする。

第八章 介護給付費審査委員会

（委員の任期）

第一百六十一条 法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会（以下「給付費審査委員会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第一百六十二条 給付費審査委員会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。
2 会長は、会務を総理し、給付費審査委員会を代表する。
3 （略）

（招集）

第一百六十三条 給付費審査委員会は、会長が招集する。

（定足数）

第一百六十四条 給付費審査委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、審査を行うことができない。

2 （略）

(部会)

第一百六十四条の二 給付費等審査委員会は、部会を設けることができる。

2 部会は、給付費等審査委員会の会長が指名する法第百八十一条第一項に規定する介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもつて組織する。

(略)

4 給付費等審査委員会は、部会の審査をもつて給付費等審査委員会の審査とことができる。

(略)

(幹事)

第一百六十五条 給付費等審査委員会に幹事及び書記若干人を置く。

(略)

3 幹事は、会長の指揮を受けて給付費等審査委員会の庶務を処理する。

4 書記は、幹事の指揮を受けて給付費等審査委員会の庶務に従事する。

(大都市の特例)

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百四条から第一百二十五条まで、第二百二十六条の三第四項第

(部会)

第一百六十四条の二 給付費審査委員会は、部会を設けることができる。

2 部会は、給付費審査委員会の会長が指名する法第百八十一条第一項に規定する介護給付等対象サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもつて組織する。

(略)

4 給付費審査委員会は、部会の審査をもつて給付費審査委員会の審査とことができる。

(略)

(幹事)

第一百六十五条 給付費審査委員会に幹事及び書記若干人を置く。

(略)

3 幹事は、会長の指揮を受けて給付費審査委員会の庶務を処理する。

4 書記は、幹事の指揮を受けて給付費審査委員会の庶務に従事する。

(大都市の特例)

第一百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百四条から第一百二十五条まで、第二百二十六条の三第四項第

二号、第一百二十六条の十三、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百二十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の四から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百四条から第一百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百二十六条の十三、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の四から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の手続)

第一百七十二条 第八十二条の規定は、施行法第十三条第一項に規定する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者」とあるのは「要介護旧措

二号、第一百二十六条の十三、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百二十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百四条から第一百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百二十六条の十三、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の手続)

第一百七十二条 第八十二条の規定は、施行法第十三条第一項に規定する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者」とあるのは「要介護旧措

置入所者（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）」と、「法第四十八条第二項」とあるのは「同法第十三条第三項」と読み替えるものとする。

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第一百七十二条の二 第八十三条の五から第八十三条の八までの規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の 法第五十一条の三第一項 の		介護保険法施行法第十三 条第五項の	
要介護被保険者	要介護旧措置入所者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
認定を受けている者（短 期入所生活介護及び短期 入所療養介護を受けた者 については、当該サービ スにつき居宅介護サービ ス費又は特例居宅介護サ ービス費の支給を受ける 者に限る。）	認定を受けている者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
世帯員並びにその者の配 世帯員			

定する要介護被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）」と、「法第四十八条第二項」とあるのは「同法第十三条第三項」と読み替えるものとする。

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第一百七十二条の二 第八十三条の五から第八十三条の八までの規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の 法第五十一条の三第一項 の		介護保険法施行法第十三 条第五項の	
要介護被保険者	要介護旧措置入所者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
認定を受けている者（短 期入所生活介護及び短期 入所療養介護を受けた者 については、当該サービ スにつき居宅介護サービ ス費又は特例居宅介護サ ービス費の支給を受ける 者に限る。）	認定を受けている者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
（新設）			
（新設）			

預貯金、同項第一項第十号に規定する現金、所得税法第二条その者の配偶者が所有する現金、	当該要介護被保険者及び	除く。)であり、かつ、	ス	第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス	特定介護サービス	成十三年法律第三十一号	第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受ける配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)	暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)	被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護
		除く。)	施設サービス	第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉	ス	指定介護福祉施設サービス				

(新設)	ス	第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス	特定介護サービス	
(新設)	施設サービス	第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉	ス	指定介護福祉施設サービス

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	介護保險施設	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	指定介護老人福祉施設	

第八十三条の 六第二項	(略)	(略)	(略)	偶者に
第八十三条の 六第四項	（略）	（略）	（略）	（略）
第八十三条の 六第四項	（略）	（略）	（略）	（略）
附 則				
（平成二十六年改正法に係る特例）				
第三十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条に規定する法第百十五条の四十五の三の指定を受けたものとみなされたものに係る法第百十五条の四十五の六第一項に規定する厚生労働省令で定める期間は、当該みなされた指定から初回の更新までの期間については、第一百四十条の六十三の七の規定にかかわらず、三年とする。ただし、市町村が別に当該期間を定める場合には、六年を超えない範囲で当該市町村が定める期間とする。				

第八十三条の 六第一項	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
第八十三条の 六第四項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第一 一 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）

—
(略)

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係） 第一 介護サービスの内容に関する事項

第一 介護サービスの内容に関する事項

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ
(略)

訪問介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（4）については夜間対応型訪問介護を除き、（6）から（10）までについては定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に限る。）

(1)
}
(10)

（9）については指定療養通所介護に限る。）

ト
ヨ
（1）
（9）
（略）
（略）

三・四
(略)

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ
共通事項 (1)については訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、

訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、巡回型訪問介護、訪問型訪問介護、介護支援専門員、介護支援専門員

訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び介護予防認知症対応型通所介護に、(2)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ
(略)

訪問介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護（(4)については夜間対応型訪問介護を除き、(6)から(10)までについては定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に限る。）

、
6 (1)
木 {
 (10)
(略) (略)

（略）

三・四 (略)

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項 (1)については訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、

訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症型通所介護、介護予防訪問介護、訪問介護

訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防訪問介護 介護予防 訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び介護予防認知症対応型通所介護に、(2)について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介

応型共同生活介護、複合型サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に、(3)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に、(3)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。)

(1) (3) (略)

口 (略)

ハ 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護

地域との連携、交流等の取組の状況

二 ムル (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 (略)

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のた

護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に、(3)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に、(3)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。)

(1) (3) (略)

口 (略)

ハ 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護

地域との連携、交流等の取組の状況

二 ムル (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 (略)

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のた

めに講じている措置

共通事項 (3)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に限る。)

(1) (3) (略)

三 (5) 五 (略)

第三 (略)

様式第一号 (略)

様式第一号の二 (略)

(略)

様式第一号の二 (略)

(新設)

様式第一号 (略)

めに講じている措置

共通事項 (3)については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に限る。)

(1) (3) (略)

三 (5) 五 (略)

第三 (略)

様式第一号 (略)

様式第一号の二 (略)

(略)

様式第一号 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（新設）

改 正 案

現 行

（負担割合証の交付等）

第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。

一 負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。

二 負担割合証の有効期限に至つたとき。

3 前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第二号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所	二 再交付申請の理由
三 被保険者証の番号	
5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。	
6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。	

第二十八条の三 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項（法第四十二条の二第九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の二第九項において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に被保険者証を提示するときは、負担割合証を添えなければならない。

（届書の記載事項等）

第三十三条（略）

（届書の記載事項等）

第三十三条 第二十三条から第二十五条まで及び第二十九条から前条までの規定による届書には、届出人の氏名、住所及び届出年月日を記載

2

前項に規定する届書（第二十三条及び第二十四条の規定による届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証を添えなければならない。

（被保険者証の提示等）

第六十三条 居宅要介護被保険者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅サービス事業者に對して被保険者証及び負担割合証を提示しなければならない。

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定施設サービス等について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（居宅介護サービス費等の額の特例）

しなければならない。

2 前項に規定する届書（第二十三条及び第二十四条の規定による届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証を添えなければならない。

（被保険者証の提示等）

第六十三条 居宅要介護被保険者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅サービス事業者（同項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）に對して被保険者証を提示しなければならない。

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定施設サービス等について要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三条 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 (略)

一 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 (略)

二 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 (略)

三 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 (略)

四 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 過去に法第五十条第一項の規定の適用を受けた要介護被保険者につ

いて第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第五十条第一項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

3 過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

(新設)

2 過去に法第五十条の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第五十条の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

(令第二十二条の二の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付)
第八十三条の二 令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

五の三 (略)

(令第二十二条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付)

第八十三条の二 令第二十二条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。）の医療費の支給

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

五 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第四条第一項の規定による医療費の支給

五の二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第一号の医療費の支給

五の三 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

六 (略)

七 (略)

(令第二十二条の二の二第六項の収入の額の算定)

第八十三条の二の二 令第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法（昭和二十九年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の計算上用いられる所得税法

(新設)

六 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条又は第四条の医療費の支給
七 前各号に掲げる給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付

第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

（令第二十二条の二の二第六項の規定の適用の申請）

第八十三条の二の三 令第二十二条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 令第二十二条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

（令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付）
第八十三条の三 令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

（新設）

（令第二十二条の二第八項の厚生労働省令で定める給付）

第八十三条の三 令第二十二条の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
三 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の規定による医療費の支給

三の二 (略)

三の二 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

四 (略)

四 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条又は第四条の医療費の支給

五 (略)

五 前各号に掲げる給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等（令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）に係る令第二十二条の二の二第二項第二号に掲げる額

二 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等（令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）に係る令第二十二条の二第二項第二号に掲げる額

2 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 高額介護サービス費が、令第二十二条の二の二第七項、第八項又は第九項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 高額介護サービス費が、令第二十二条の二第五項、第六項又は第七項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(令第二十二条の三第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額等)

(令第二十二条の三第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額等)

第八十三条の四の二 令第二十二条の三第三項の七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 令第二十二条の三第二項第二号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等（令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下同じ。）に係る同号に掲げる額

三 (略)

四 (略)

三 令第二十二条の三第二項第三号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る同号に掲げる額

四 (略)

四 令第二十二条の三第二項第四号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に係る同号に掲げる額

五 (略)

五 令第二十二条の三第二項第五号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に係る同号に掲げる額

六 (略)

六 令第二十二条の三第二項第六号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る同号に掲げる額

七 (略)

七 令第二十二条の三第二項第七号イからリまでのそれぞれに相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号イからリまでのそれぞれに規定する療養に係る同号イからリまでのそれぞ

第八十三条の四の二 令第二十二条の三第三項の七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第二十二条の三第二項第一号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に係る同号に掲げる額

額

二 令第二十二条の三第二項第二号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等（令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下同じ。）に係る同号に掲げる額

額

三 令第二十二条の三第二項第三号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る同号に掲げる額

額

四 令第二十二条の三第二項第四号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に係る同号に掲げる額

額

五 令第二十二条の三第二項第五号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に係る同号に掲げる額

額

六 令第二十二条の三第二項第六号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る同号に掲げる額

額

七 令第二十二条の三第二項第七号イからリまでのそれぞれに相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号イからリまでのそれぞれに規定する療養に係る同号イからリまでのそれぞ

れに掲げる額

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者

（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合には、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合には、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日がける日の属する月が一月から七月までの場合には、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号

三 (略)

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費（法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

三 被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合には、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第一号

に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービスの見込額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の二十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービスの見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロイに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハイに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

二イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあっては保険料の、第二号被保険者にあっては医療保険各

二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービスの見込額に九十分の十を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービスの見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロイに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハイに規定する世帯主及びすべての世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産を所有していないこと。

二イに規定する世帯主及びすべての世帯員について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあっては保険料の、第二号被保険者にあっては医療保険各

あつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 （略）

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号又は第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

3 （略）

4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行つ

法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 前条各号のいずれかに該当する旨

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

五 被保険者証の番号

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

3 第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行つ

行つた要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。

5 (略)

- た要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。
- 5 認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。
- 一 前条各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
 - 二 認定証の有効期限に至つたとき。

た要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。

5 認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

- 一 前条各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
- 二 認定証の有効期限に至つたとき。

6 第二十八条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。

6 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 再交付申請の理由

7 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。

7 要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。

- 10 認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。

8 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。

8 要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。

9 要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失つた認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。

10 認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。

(介護予防サービス費の支給の要件)

第八十三条の九 法第五十三条第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防サービス費の支給の要件）

(介護予防サービス費の支給の要件)

第八十三条の九 法第五十三条第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が指定介護予防サービス（同項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）

防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

- 定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。) (介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。
- イ 当該居宅要支援被保険者が法第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつているとき。
- ロ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援(法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となつているとき。
- ハ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第六十六条第二号の規定により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となつているとき。
- 二 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであつて、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

二 (略)

二 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護
を受けるとき。

二 (略)

様式第一号 (略)

様式第一号の二 (略)

様式第一号の二の二 (略)

(新設)

様式第一号の二 (略)

様式第一号の二 (略)

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第一一十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。</p>	<p>（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第一条（略）</p>
<p>（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条の二（略）</p>	<p>（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条の二 法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設</p>

は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項第三号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）
第一条の三（略）

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）
第一条の三 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業）

第一条の三の二 法第五条の二第三項及び第二十条の二並びに令第二条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第二百四十条の六十三の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第二十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業とする。

（新設）

（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス）

第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（介護保険法施行規則第二十一条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス）

第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十一条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報）

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報

は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

(大都市の特例)

（第二十三条 令第十二条第一項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。）

(中核市の特例)

第二十四条 令第十二条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に關する事務を處理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以

(新設

(大都市の特例)

第二十三条 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）第十二条第一項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。

（中核市の特例）

第二十四条 老人福祉法施行令第十二条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第

外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の中核市長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の中核市長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の中核市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の中核市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の中核市長」と読み替えるものとする。

二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

○ 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）

第七条 法第百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第二百二十五条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額（法第二百二十六条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

一 前々年度の全ての市町村の標準給付費額及び法第二百五十五条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額（以下「介護予防・日常生活支援総合事業費額」という。）の総額

二 当該年度における全ての市町村の標準給付費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の見込額の総額を前々年度における全ての市町村の標準給付費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

（概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法）

第七条 法第百五十二条に規定する医療保険納付対象額（法第二百二十五条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）及び介護予防等事業医療保険納付対象額（法第二百二十六条第一項に規定する介護予防等事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。）の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率（同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額（以下「介護予防等事業費額」という。）の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

（概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定）

（概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定）

定方法

第九条 法第一百五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度における全ての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

第九条 法第百五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の算定方法）

第十条 法第百五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度における全ての市町村の標準給付費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方
法)

第十一條 法第百五十三条规定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における前条の規定により算

第十条 法第百五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防等事業費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

定した医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

(略)	(略)	(略)
第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額	(略)	(略)
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 法第百五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に對して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一 (略)

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 法第百五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に對して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

一 各月ごとの医療保険納付対象額及びその内訳 当該月の翌々月の

付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十二条 納付金の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

(略)	(略)	(略)
第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額	(略)	(略)
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額	一円未満の端数を四捨五入する	(略)
(略)	(略)	(略)

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

附 則

（平成二十七年度から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定の特例）

第四条 平成二十七年度から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定について第七条から第十三条の二までの規定を適用する場合においては、第七条第一号中「以下」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法第二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額を含む。以下」とする。

（新設）

附 則

（公示）

第五条 （略）

（公示）

第五条

厚生大臣は、附則第二条第一項の規定により平成十二年度の医療保険納付対象額の見込額の総額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

2 前項の規定は、附則第三条第一項の規定により平成十三年度の医療保険納付対象額の見込額の総額を定めた場合について準用する。この場合において、前項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（公示）

第五条

厚生大臣は、附則第二条第一項の規定により平成十二年度の医療保険納付対象額の見込額の総額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

2 前項の規定は、附則第三条第一項の規定により平成十三年度の医療保険納付対象額の見込額の総額を定めた場合について準用する。この場合において、前項中「厚生大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

○ 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別調整交付金の額）</p> <p>第七条 特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（特別調整交付金の額）</p> <p>第七条 特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った保険料の額が、前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額と当該年度において賦課した保険料の総額の四分の三に相当する額を合算して得た額の百分の三に相当する額以上である場合</p> <p>当該保険料の減免額の十分の八以内の額</p>
<p>二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間ににおいて、災害等による法第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るもの）を除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合</p> <p>当該災害等による法第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額</p> <p>三 （略）</p>	<p>二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間ににおいて、災害等による法第五十条又は第六十条の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額の九十分の十に相当する額の百分の三に相当する額以上である場合</p> <p>当該災害等による法第五十条又は第六十条の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、介護保険の財政又は介護保険事業の</p>

安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情
がある場合
別に定める額

附 則

(平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における調整率の
特例)

第三条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度の調整率につ
いて第八条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「総額か
ら」とあるのは「総額及び当該年度分として交付する法第百二十二条
の二第二項に規定する交付金の総額の合算額から」と、同条第二号中
「合算額」とあるのは「合算額及び当該年度における各市町村に係る
介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に關
する省令（平成二十七年厚生労働省令第 号）第三条に規定する
調整基準標準事業費額に同令第四条に規定する交付金交付割合を乗じ
て得た額の合算額の合算額」とする。

(新設)

附 則

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第一百八条（略） （保険者協議会が行う調査及び分析）	第一百八条（略） （新設）	
第一百八条の二 法第百五十七条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報並びに医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。		

○ 看護師等の材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第五条	<p>（法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>（法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。）</p> <p>一 法第二条第二項に規定する病院等を離職した場合</p> <p>二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条、第五条又は第六条に規定する業に従事しなくなつた場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>三 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を受けた後、前号に規定する業に直ちに従事する見込みがない場合</p>	<p>（新設）</p>
	<p>（法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める事項）</p> <p>（法第十六条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。）</p> <p>一 氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報</p> <p>三 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日</p> <p>四 就業に関する状況</p>	<p>（新設）</p>
	<p>（届出の方法）</p> <p>（届出の方法）</p>	<p>（新設）</p>

報處理組織（都道府県ナースセンターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものを行なう。）を使用する方法により行なうことができる。この場合においては、中央ナースセンターを経由して行なうものとする。

（法第十六条の三第三項の厚生労働省令で定める者）

第六条 法第十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める者は、保健師助産師看護師法第十九条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十二条第一号に規定する大学、同条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所並びに同法第二十二条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する准看護師養成所の設置者とする。

（法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者）

第七条 法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第十五条各号（第五号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県ナースセンターが認める者とする。

（新設）

	改 正 案	現 行
<p>第十八条の四十七 （略）</p> <p>② 前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。</p>	<p>第十八条の四十七 （略）</p> <p>② 前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。</p>	
<p>第二十五条の二十六 （略）</p> <p>② 前項の場合において、都道府県知事は、当該指定障害児入所施設等に対し、都道府県知事が当該指定障害児入所施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児入所医療費を支</p>	<p>第二十五条の二十六 （略）</p> <p>② 前項の場合において、都道府県知事は、当該指定障害児入所施設等に対し、都道府県知事が当該指定障害児入所施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児入所医療費を支</p>	

③ 払うものとする。
(略)

③ うものとする。
(略)

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（診療報酬の請求及び支払）

第二十二条（略）

2 前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて、決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

（診療報酬の請求及び支払）

第二十二条（略）

2 前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて、決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

	改 正 案	現 行
	<p>（医療費の支給に係る請求書）</p> <p>第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地</p> <p>四 （略）</p>	<p>（医療費の支給に係る請求書）</p> <p>第十条 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地</p> <p>四 （略）</p>
2	（略）	

改
正
案

現
行

（指定訪問看護の事業の説明）

第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業を行う者に限る。））をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八十条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。））をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認めた場合には、当該患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならぬ。

（指定訪問看護の事業の説明）

第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業を行う者に限る。））をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八十条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。））をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認めた場合には、当該患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならぬ。

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（認定の申請） 第十二条 令第八条第一項の申請書は、次に掲げる事項を記載した認定申請書（様式第五号）によらなければならない。 一（四）（略） 五 医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地並びに当該指定医療機関が指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地	（認定の申請） 第十二条 令第八条第一項の申請書は、次に掲げる事項を記載した認定申請書（様式第五号）によらなければならない。 一（四）（略） 五 医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地並びに当該指定医療機関が指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地
（令第十二条の厚生労働省令で定める事項） 第十四条（略） 2 令第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	（令第十二条の厚生労働省令で定める事項） 第十四条（略） 2 令第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
2・3（略）	2・3（略）

一・二 (略)

三 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

一・二 (略)

三 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

	改 正 案	現 行
2 五 (略)	<p>（医療費の請求）</p> <p>第四条 法第十六条第一項第一号の医療費（以下「医療費」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 副作用による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地</p>	<p>（医療費の請求）</p> <p>第四条 法第十六条第一項第一号の医療費（以下「医療費」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 副作用による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地</p>
2 五 (略)		

改 正 案	現 行
（厚生労働省令で定める特定整備施設）	（厚生労働省令で定める特定整備施設）
第五条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。	第五条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
一 健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所の施設並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項に規定する事業所（同法第八条第四項に規定する訪問看護に係るものに限る。）及び同法第一百十五条の二第一項に規定する事業所（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）の施設	一 健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所の施設並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項に規定する事業所（同法第八条第四項に規定する訪問看護に係るものに限る。）及び同法第一百十五条の二第一項に規定する事業所（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）の施設
二〇十 （略）	二〇十 （略）

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（指定医療機関の指定） 第一条（略）	改 正 案	（指定医療機関の指定） 第一条（略）	現 行
3 法第十六条第二項の指定を受けようとする心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）であつて国以外のものは、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。	2 （略）	3 法第十六条第二項の指定を受けようとする心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）であつて国以外のものは、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。	2 （略）
二 当該申請に係る指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）若しくは介護予防サービス事業（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の名称及び所在地	一 （略）	二 当該申請に係る指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）若しくは介護予防サービス事業（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の名称及び所在地	三 （略）
四 当該訪問看護ステーションにおいて当該指定に係る訪問看護又は居宅サービス（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護若しくは同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に	三 （略）	四 当該訪問看護ステーションにおいて当該指定に係る訪問看護又は居宅サービス（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護若しくは同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に	（傍線の部分は改正部分）

五 従事する職員の定数
(略)

五 従事する職員の定数
(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（医療費の請求）

第一条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号。以下「法」という。）第四条第一号の規定による医療費の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 副反応による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地

五 （略）

（医療費の請求）

第一条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号。以下「法」という。）第四条第一号の規定による医療費の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 副反応による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地

五 （略）

2

(略)

2

(略)

改 正 案	現 行
-------------	--------

（立入検査票）

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項（法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

（立入検査票）

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

（指定医療機関の指定の申請）

第十条（略）

2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第一項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事

（指定医療機関の指定の申請）

第十条（略）

2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第一項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事

業」という。) 又は当該指定に係る居宅サービス事業 (以下「指定居宅サービス事業」という。) 若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業 (以下「指定介護予防サービス事業」という。) を行う事業所をいう。以下同じ。) の所在地。第四項及び第十一條において同じ。) を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇七 (略)

3・4 (略)

(指定介護機関の指定の申請等)

第十条の六 (略)

2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地 (その事業として居宅介護を行う者 (以下「居宅介護事業者」という。) にあつては当該申請に係る居宅介護事業 (居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者 (以下「居宅介護支援事業者」という。) にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業 (居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (以下「居宅介護支援事業所」という。) の所在地、特定福祉用具販売事業者 (法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業 (介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (以下「特定福祉用具販売事業所」という。) の所在地、その事業

業」という。) 又は当該指定に係る居宅サービス事業 (以下「指定居宅サービス事業」という。) 若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業 (以下「指定介護予防サービス事業」という。) を行う事業所をいう。以下同じ。) の所在地。第四項及び第十一條において同じ。) を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇七 (略)

3・4 (略)

(指定介護機関の指定の申請等)

第十条の六 (略)

2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地 (その事業として居宅介護を行う者 (以下「居宅介護事業者」という。) にあつては当該申請に係る居宅介護事業 (居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者 (以下「居宅介護支援事業者」という。) にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業 (居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (以下「居宅介護支援事業所」という。) の所在地、特定福祉用具販売事業者 (法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業 (介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (以下「特定福祉用具販売事業所」という。) の所在地、その事業として介護予防を行う者 (以下「介護予防事業者」という。)

として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業者」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいいう。以下同じ。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいいう。以下同じ。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。））を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行いう事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類

。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業者」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいいう。以下同じ。）の所在地（次条において同じ。））を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一（略）

四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行いう事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十八条第一項若しくは第一百十五条の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨

六・七 (略)

(保護の実施機関の意見聴取)

第十五条 法第四十九条、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第十条第二項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第十条の六第二項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（同条第一号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第五十八条第一項の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨

六・七 (略)

(保護の実施機関の意見聴取)

第十五条 法第四十九条、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第十条第二項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては第十条の六第二項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、介護予防・日常生活支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（同条第一号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項

とする。

一一一

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四
(略)

(変更等の届出)

第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の

四
(略)

（変更等の届出、

法第五十条の二（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものと含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた

一一一

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地

指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2・3 (略)

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(介護の報酬の請求及び支払)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第四項及び第五項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2・3 (略)

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(介護の報酬の請求及び支払)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第四項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（十）（略）</p> <p>十一 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者</p> <p>十二 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者</p> <p>十三 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）</p> <p>十四 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）</p> <p>十五 （略）</p>	<p>第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（十）（略）</p> <p>十一 介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者</p> <p>十二 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者</p> <p>十三 介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）</p> <p>十四 介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）</p> <p>十五 （略）</p>

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
-------------	--------

（職員の配置の基準）

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

一（略）

四 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が

（職員の配置の基準）

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

一（略）

四 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、外部サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が

（勧省令第三十五号）第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すことに一以上とすること。

口 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五〇七 （略）

2〇六 （略）

7 第一項第三号口又は第二項第一号口の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。

9～12 （略）

（生活相談員の責務）

第二十二条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿つた支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十

十五又はその端数を増すことに一以上とすること。

口 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五〇七 （略）

2〇六 （略）

7 第一項第三号口又は第二項第一号口の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。

9～12 （略）

（生活相談員の責務）

第二十二条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿つた支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十

三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第

二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二・三 (略)

3 2

指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第十二条第一項第二号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

二・三 (略)

3 2

前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

る者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の三十三第一項の介護機関等の報告等、同法第一百十五条の四十五の七第一項の指定事業者の報告等、同法第一百八一条第一項の指定居宅サービス事業者の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十二条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 （略）

る者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の三十三第一項の介護機関等の報告等、同法第一百十五条の四十五の七第一項の指定事業者の報告等、同法第一百八一条第一項の指定居宅サービス事業者の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十二条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 （略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）（第十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>二 （略）</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>二 （略）</p>
<p>2</p> <p>（略）</p>	

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（抄）（第十六条関係）

十六条關係（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(法第五条第二項第二号口の厚生労働省令で定める施設)	(法第五条第二項第二号口の厚生労働省令で定める施設)
第四条 法第五条第二項第二号口の厚生労働省令で定める施設は、次 とおりとする。	第四条 法第五条第二項第二号口の厚生労働省令で定める施設は、次 とおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護又は 同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 の事業を行う施設	三 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護又は 同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 の事業を行う施設
四 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又 は同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅 介護の事業を行う拠点	四 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又 は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅 介護の事業を行う拠点
五 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護 又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同 生活介護の事業を行う住居	五 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護 又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同 生活介護の事業を行う住居
六・七 (略)	六・七 (略)

○ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス） 第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス） 第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。
一〇二十三 （略）	一〇二十三 （略）
二十四 削除	二十四 削除
二十五 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護	二十五 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護
二十六 介護保険法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護	二十六 介護保険法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護
二十七 介護保険法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション	二十七 介護保険法第八条の二第五項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
二十八 介護保険法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導	二十八 介護保険法第八条の二第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導
二十九 削除	二十九 介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護
三十 介護保険法第八条の二第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション	三十 介護保険法第八条の二第八項に規定する介護予防通所リハビリテーション
三十一 介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護	三十一 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護
三十二 介護保険法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護	三十二 介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護

三十三 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	三十三 介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
三十四 介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与	三十四 介護保険法第八条の二第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与
三十五 介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売	三十五 介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売
三十六 介護保険法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護	三十六 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
三十七 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護	三十七 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
三十八 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護	三十九 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援
三十九 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援	三十九 介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
三十九の二 介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業に係るサービス	三十九 介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援（新設）
三十九の三 介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業に係るサービス	三十九 介護保険法第八条の二第十九項に規定する介護予防支援（新設）
三十九の四 介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業に係るサービス	三十九 介護保険法第八条の二第二十項に規定する介護予防支援（新設）
三十九の五 介護保険法第一百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係るサービス	四十（新設）
四十（略）	四十（略）
四十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行う施設又は同条第三項に規定する指定発達支援医療機関（次号において「指定発達支援医療機関」という。）において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	四十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）第四十二条に規定する障害児入所施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

三十三 介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	三十三 介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
三十四 介護保険法第八条の二第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与	三十四 介護保険法第八条の二第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与
三十五 介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売	三十五 介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売
三十六 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防認知症対応型通所介護	三十六 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
三十七 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護	三十七 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
三十八 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護	三十九 介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
三十九 介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護	四十（新設）
三十九 介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援（新設）	四十（新設）
三十九 介護保険法第八条の二第十九項に規定する介護予防支援（新設）	四十（新設）
四十（略）	四十（略）
四十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行う施設又は同条第三項に規定する指定発達支援医療機関（次号において「指定発達支援医療機関」という。）において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	四十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）第四十二条に規定する障害児入所施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

四十三 児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を行う施設又は指定発達支援医療機関において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

四十四～四十八 (略)

四十九 第一号、第二号、第二十五号、第三十九号の二及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

五十～五十三 (略)

四十三 児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護

四十四～四十八 (略)

四十九 第一号、第二号、第二十四号、第二十五号及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

五十～五十三 (略)

○ 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）（抄）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
--	--	-------------	--------

（定義）
第一条（略）

2
第一条（略）

3 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）、法第一百十五条の四十五の三第六項又は法第一百十五条の四十七第六項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会とする。）をいう。

4 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費

、第一号事業支給費（法第一百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）若しくは公費負担医療等に関する費用（以下「介護給付費等」という。）又は法第一百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に必要な費用（法第一百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に必要な費用（法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係るもの）を除く。以下「総合事業費」という。）の請求をしようとする指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第

（定義）
第一条（略）

2
第一条（略）

3 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）又は法第一百十五条の四十五の三第六項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会とする。）をいう。

4 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費

、第一号事業支給費（法第一百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）若しくは公費負担医療等に関する費用（以下「介護給付費等」という。）又は法第一百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に必要な費用（法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係るもの）を除く。以下「総合事業費」という。）の請求をしようとする指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第

者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、若しくは指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）又は指定事業者（法第一百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）若しくは総合事業受託者（法第一百十五条の四十七第一項、第四項又は第五項の規定により市町村長から総合事業の実施の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（介護給付費等又は総合事業費の請求）

第二条（略）

2・3

4 指定事業者又は総合事業受託者は、介護給付費等を請求しようとするとき又は審査支払機関を通じて総合事業費を請求しようとするときは、総合事業の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うも厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディ

四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）又は総合事業受託者（法第一百十五条の四十七第一項、第四項又は第五項の規定により市町村長から総合事業の実施の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（介護給付費等又は総合事業費の請求）

第二条（略）

2・3

4 総合事業受託者は、審査支払機関を通じて総合事業費を請求しようとするときは、総合事業の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うも厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディ

スク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

のとする。

(介護給付費等又は総合事業費の請求の開始等の届出)

第四条 指定居宅サービス事業者等又は指定事業者若しくは総合事業受託者（以下「請求事業者」という。）は、第二条の規定による電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる介護給付費等又は総合事業費の請求を開始したくなる介護給付費等又は総合事業費の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

一 請求事業者の名称及び所在地

二 請求を行おうとする指定居宅サービス、指定地域密着型サービス若しくは指定居宅介護支援の事業を行う事業所、介護保険施設若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業を行う事業所又は総合事業を行う事業所の名称及び所在地

三 介護保険事業所番号又は総合事業を行う事業所を特定する番号

四 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求の別

五 請求を開始しようとする年月

2 第二条の規定による請求を行う請求事業者は、前項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る事項を審査支払機関に届け出なければならない。

(介護給付費等又は総合事業費の請求の開始等の届出)

第四条 指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者は、第二条の規定による電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる介護給付費等又は総合事業費の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

一 指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者の名称及び所在地

二 請求を行おうとする指定居宅サービス、指定地域密着型サービス若しくは指定居宅介護支援の事業を行う事業所、介護保険施設若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業を行う事業所又は総合事業を行う事業所の名称及び所在地

三 介護保険事業所番号又は総合事業を行う事業所を特定する番号

四 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求の別

五 請求を開始しようとする年月

2 第二条の規定による請求を行う指定居宅サービス事業者等又は総合事業受託者は、前項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る事項を審査支払機関に届け出なければならない。

（経過措置）

第二条 請求事業者（次条第一項の規定による届出を行つたものであつて同条第三項の規定による届出を行つていらないものを除く。次項において同じ。）のうち、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下この項において「居宅療養管理指導等」という。）に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の一の種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書（指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者）又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第十三条（同令第三十二条において準用する場合を含む。）又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書に介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（法第一百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る指定事業者又は総合事業受託者においては、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票（第一号事業支給費又は総合事業費の支給に係る審査において必要な場合に限る。）とする。）を添えて、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等又は総合事業費を請求すること（次条及び附則第四条において「書面による請求」という。）ができる。

（経過措置）

第二条 指定居宅サービス事業者等（次条第一項の規定による届出を行つたものであつて同条第三項の規定による届出を行つていらないものを除く。次項において同じ。）のうち、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下この項において「居宅療養管理指導等」という。）に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の一の種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書（指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第十三条（同令第三十二条において準用する場合を含む。）又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書に介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（法第一百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る指定事業者又は総合事業受託者においては、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票（第一号事業支給費又は総合事業費の支給に係る審査において必要な場合に限る。）とする。）を添えて、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等を請求すること（次条及び附則第四条において「書面による請求」という。）ができる。

則第四条において「書面による請求」という。ができる。

2 前項の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

3 第一項の介護給付費請求書、介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費請求書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票の様式は、次の表の区分による。

介護給付費請求書	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	二	二
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く。）、小規模多機能型居宅介護（短期利用に限る。）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護であつて短期利用を除く。）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護であつて短期利用に限る。）又は地域密着型通所介護に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第一	様式第一

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

3 第一項の介護給付費請求書、介護給付費明細書及び給付管理票の様式は、次の表の区分による。

介護給付費請求書 (新設)	介護給付費請求書 (新設)	二	二
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第一	様式第一

介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用に限る。）に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	訪問型サービス費、通所型サービス費又はその他の生活支援サービス費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	介護予防支援介護給付費明細書	介護予防ケアマネジメント費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	（略）
（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）

介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	介護予防支援介護給付費明細書	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）

第三条 **請求事業者**（電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行える体制を有するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、当該請求事業者において、**指定居宅サービス事業者等**（電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行える体制を有するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、当該指定居宅サービス、**指定地域密着型サービス**、**指定居宅介護支援**、**指定施設サービス**等、**指定介護予防サービス**、**指定地域密着型介護予防サービス**若しくは**指定介護予防支援**又は**総合事業**に従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成三十年三月三十一日において、いざれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

2 前項の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

3 第一項の規定による届出を行つた請求事業者であつて、当該請求事業者において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出を行つた請求事業者（前条第一項の規定による届出を行つたものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

第四条 前二条に規定するもののほか、第二条の規定にかかわらず、請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた請求事業者 当該障害が生じている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

二 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であつて、当該設置又は導入に係る作業が

2 前項の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成三十年三月三十一日までに、届け出るものとする。

3 第一項の規定による届出を行つた指定居宅サービス事業者等であつて、当該指定居宅サービス事業者等において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出を行つた指定居宅サービス事業者等（前条第一項の規定による届出を行つたものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

第四条 前二条に規定するもののほか、第二条の規定にかかわらず、指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居宅サービス事業者等 当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求

二 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居宅サービス事業者等であつて、当該設置又は導入に係る作業が

完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行つてある請求事業者 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行つてある請求事業者 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業費の請求

四 廃止又は休止に関する計画を定めている請求事業者 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

五 その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

請求事業者は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

3 請求事業者は、第一項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等又は総合事業費の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該介護給付費等又は総合事業費の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

に入係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等の請求

三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行つてある指定居宅サービス事業者等 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行つてある請求事業者等 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス若しくは指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行つてある請求

四 廃止又は休止に関する計画を定めている指定居宅サービス事業者等 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等の請求

五 その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある指定居宅サービス事業者等 当該請求

指定居宅サービス事業者等は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

3 指定居宅サービス事業者等は、第一項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該介護給付費等の請求の事後ににおいて、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

◦

—

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）（抄）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（機構が行う業務として厚生労働省令で定める事業）

第一条 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十
一号。以下「法」という。）第十三条第三項に規定する厚生労働省令
で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業

現 行

（機構が行う業務として厚生労働省令で定める事業）

第一条 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十
一号。以下「法」という。）第十三条第三項に規定する厚生労働省令
で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
2	第一条の二 (略)	第一条の二 (略)	第一条の二 (略)
3 4 (略)	<p>指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならぬ。</p> <p>指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならぬ。</p>	<p>指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならぬ。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（生活相談員の責務）</p> <p>第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（生活相談員の責務）</p> <p>第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二・三 （略）</p>

2 (略)	2 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（指定自立支援医療機関の指定の申請）

第五十七条 （略）

（法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（指定自立支援医療機関の指定の申請）

第五十七条 （略）

（略）

3 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等（令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪

3 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等（令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪

問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八
条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護（介護保険
法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ
。）に係る居宅サービス事業（同条第一項に規定する居宅サービス事
業をいう。）若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第三項に規
定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る
介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事
業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知
事に提出しなければならない。

一〇八 （略）

（診療報酬の請求、支払等）

第六十五条 （略）

2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に
対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府
県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保
険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特
別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委
員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者医療確保法に定め
る後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第二百七十九条に
規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、
その診療報酬を支払うものとする。

3 （略）

問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八
条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護（介護保険
法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ
。）に係る居宅サービス事業（同条第一項に規定する居宅サービス事
業をいう。）若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第四項に規
定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る
介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事
業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知
事に提出しなければならない。

一〇八 （略）

（診療報酬の請求、支払等）

第六十五条 （略）

2 前項の場合において、市町村等は、当該指定自立支援医療機関等に
対し、都道府県知事が当該指定自立支援医療機関等の所在地の都道府
県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保
険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特
別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委
員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
に設置される診療報酬の審査に関する組織、高齢者医療確保法に定め
る後期高齢者医療診療報酬審査委員会又は介護保険法第二百七十九条に
規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて
、その診療報酬を支払うものとする。

3 （略）

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

第二百三十条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第八条の二第九項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受け入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2
(略)

第二百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の

第二百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の

2
(略)

第二百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の

援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第二百八十二条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二百八十二条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域密着型介護予防サービス事業者 法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

二～六 （略）

現 行

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域密着型介護予防サービス事業者 法第八条の二第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

二～六 （略）

（従業者の員数等）

第四十四条 （略）

2～9 （略）

（従業者の員数等）

第四十四条 （略）

2～9 （略）

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第八条の二第十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11
↳
13
(略)

11
↳
13
(略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（看護サービス推進室及び看護職員確保対策官）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）を行う。</p>	<p>（看護サービス推進室及び看護職員確保対策官）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関する事務（指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）を行う。</p>